

## 中分類 36 — 電気機械器具製造業

### 總 説

この中分類は、電気エネルギーの發生、貯藏、送電、變壓及び利用を行う機械器具の製造に従事する事業所をいう。

家庭用電気器具の製造に従事するものは、この分類に入るが、モーター直結、又は取付式モーター附機械を製造する事業所は中分類35に分類される。

小分類 細分類  
番 號 番 號

361

發電、送電、配電及び産業用電気機械器具製造業

3611

配線器具及び配線附屬品製造業

主として配線器具（プラグ、キャップ附屬品、差込口、ランプソケット、電線受口、スイッチ）及び配線附屬品（電柱用金物、導線連結、高架ツロリー線材料、信號用、鐵道用配線器具）等の製造に従事する事業所をいう。

陶磁器製絶縁材料は細分類3244—電気用陶磁器製造業に、ガラス絶縁材料は細分類3213に分類されるが、導管及び附屬品、避雷器はこゝに入る。主として照明器具の製造を行うものは細分類3461に分類される。

○パネル盤製造業；プラグ製造業；ソケット製造業；スイッチ製造業（動力、發電用以外のもの）；電柱用金物製造業；導線連結器製造業；鐵道用配線器具製造業；配線附屬品製造業；避雷器製造業；ケーブルヘッド製造業

×絶縁材料製造業（陶磁器製、ガラス製のもの）；照明器具製造業

3612

電気産業用炭素及び黒鉛製品製造業

主として燈火用カーボン、カーボン、黒鉛及び金屬黒鉛ブラッシュ、ブラッシュ資材、炭素、又は黒鉛電極及びその他黒鉛製品の製造に従事する事業所をいう。

人造黒鉛から黒鉛製品を作らないで、人造黒鉛そのものを製造する事業所は細分類2814—電熱工業に分類される。

○黒鉛電極製造業；黒鉛ブラッシュ製造業；電極製造業（カーボン、黒鉛）；カーボンブラッシュ資材（炭素棒、炭素板）製造業

×黒鉛製造業（黒鉛製品を製造しないもの）

3613

電気計測機、及び記録器製造業

主としてポケット型、携帶型、又は記録式の電気計量指示機械器具の製造に従事する事業所をいう。

## 中分類36—電気機械器具製造業

主な製品はボルトメーター、アンメーター、ワットメーター、ワットアワーメーター、需要メーター及びその他の計器、並びに指示計器類である。

メーター用変圧器、及び内燃機関、ラジオ等の性能検査に使用する電気試験機を製造する事業所もここに含まれる。

○電圧計製造業；電流計製造業；電力計製造業；積算電力計製造業；電波計製造業；電気測定器製造業；テスター製造業；メガー製造業；メーター用変圧器製造業。

### 3614 電動機、発電機及び電動発電機製造業

主として一般産業用の電動機、発電機及び電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービン等により駆動される発電機装置の製造に従事する事業所をいう。

但し、自動車に取り付ける電動機、発電機を製造するものは細分類3641—自動車及び鉄道車輛用電気装置製造業に分類される。

○発電機製造業；電動発電機製造業

×電動機、発電機製造業（自動車、鉄道車輛用のもの）

### 3615 変圧器製造業

主として動力用及び配電用の変圧器の製造に従事する事業所をいう。

無線周波及び低周波変圧器、コイル、チョーク等は細分類3661に分類される。

○変圧器製造業（動力用、配電用、シグナル用、呼鈴用、玩具用）

×変圧器製造業（高周波及び低周波用）

### 3616 開閉装置、配電盤及び電力制御装置製造業

主としてスイッチギヤー、スイッチボード及び一般産業用の電気制御装置の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は動力用スイッチ、回路遮断器、コンタクター及び類似の一般工業用スイッチボード、スイッチボード及び配電函、制御用及び計器用板、動力用フューズ装置及び類似スイッチ板装置及び補充品、電動機用始動機及び制御器、電磁ブレーキ、電子検定指示装置及び位置調整装置等の工業用制御装置等である。

○スイッチ製造業（動力用のもの）；配電盤製造業；抵抗器製造業（動力用、配電用）；フューズ装置及び補充品製造業（動力用、配電用）；コントローラー製造業（車輛用を除く）；電磁ブレーキ製造業；配電盤、開閉装置、制御装置補充品製造業。

### 3617 電気熔接機製造業

主として電気熔接装置、電極保持具及びその他の熔接装置の製造に従事する事業所をいう。主としてガス熔接装置の製造を行う事業所は細分類3542に分類さ

中分類36—電気機械器具製造業

れる。

○電気溶接装置製造業；電極保持具製造業（溶接用）

×ガス溶接装置製造業

3619 他に分類されない産業用電気装置機械器具製造業

主として窯炉類，熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置，及び器具の製造に従事する事業所をいう。

○電熱装置製造業（窯炉用）；整流器製造業（産業用）；高周波熱装置製造業；變流機製造業；蓄電器製造業（無線用を除く）；半田コテ製造業（電気式）

362 電気器具製造業

3621 電気器具製造業

主として加熱用，調理用及びその他の目的に用いられる家庭用及び商業用電気器具の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は家庭用電熱器，アイロン，湯沸器，焙焼器，パン焼器及び扇風機等である。主として家庭用洗濯器，商業用洗濯器，ドライクリーニング機及びプレス機の製造に従事する事業所は細分類3589に，ミシンは細分類3581に，主として機械的及び吸収冷凍機の製造を行うものは細分類3582に分類される。

○電熱器製造業（家庭用，商業用）；電気アイロン製造業；調理器製造業（電気式のもの）；扇風機製造業（産業用を除く）；湯沸器（電熱式）

×洗濯機製造業；冷蔵庫製造業；冷凍機製造業

363 絶縁電線及び電纜製造業

3631 絶縁電線及び電纜製造業

購入した針金から絶縁あるいは鍍装電線及び電纜の製造を行う事業所をいう。購入した棒材から電線の引抜きを行うとともに，絶縁電線の製造を行う事業所は中分類33—第一次金属製造業に分類される。

○被覆電線製造業（購入した電線によるもの）；エナメル線製造業（購入した電線によるもの）；ケーブル線製造業（購入した電線によるもの）；コード製造業（購入した電線によるもの）；電線製造業（購入した電線より絶縁線を製造するもの）

×裸電線製造業；電線製造業（絶縁電線を製造しないもの）

364 自動車及び鐵道車輛用電気装置製造業

3641 自動車及び鐵道車輛用電気装置製造業

主として自動車用，及び鐵道車輛用電気装置の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は自動車用始動モーター及び發電機，鐵道車輛モーター，蓄電池式自動車及びガソリン及びディーゼル乗合自動車，貨物自動車の電気式制禦装置及び点火栓，マグネット，コイル及びデストリビューターを含む内燃機用点火装置等

## 中分類36—電気機械器具製造業

である。

○電動機製造業（自動車及び鉄道車輛用）；電気制御装置製造業（自動車及び鉄道車輛用）；點火栓，點火装置製造業（自動車及び鉄道車輛用内燃機用のもの）

### 365 電球製造業

#### 3651 電球製造業

主として電球及び類似の光源の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は白熱電球，蒸氣及び螢光電球，寫真フラッシュ用電球及びその他の電氣的光源等である。紫外線及び赤外線用電気治療ランプの製造を行うものは細分類3693に，電気照明器具の製造を行うものは細分類3461に，電球用ガラス器の製造を行うものは中分類32—ガラス及び土石製品製造業に分類される。

○映寫機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；螢光燈製造業；白熱電球製造業  
フラッシュランプ製造業。

×紫外線ランプ製造業；赤外線ランプ製造業；電気照明器具製造業；電球バルブ製造業

### 366 通信機械器具及び関連機械器具製造業

#### 3661 ラジオ及びラジオ應用装置，電波探知装置及び蓄音機製造業（ラジオ真空管を除く）

主としてラジオ，テレビジョン用受信及び發信装置，電場及び磁場探知機，光線，及び熱線探知機，電波探知機及び種々のラジオ部品を含むラジオ應用機械器具，蓄音機及びその附屬品（レコード盤「3663」を除く）擴聲機等の製造に従事する事業所をいう。

主としてラジオ受信，發信用真空管の製造を行う事業所は細分類3662に分類される。

○電気蓄音機製造業；蓄音機製造業；ラジオ受信機製造業（真空管を除く）；ラジオ送信機製造業（真空管を除く）；擴聲装置製造業；レーダー製造業；ラジオ受信機部分品（真空管を除く）製造業；ラジオ送信機部分品製造業（真空管を除く）；スピーカー製造業（ラジオ用）；マイクロフォン（ラジオ用）製造業

×ラジオ真空管製造業；レコード製造業（蓄音機用）

#### 3662 ラジオ真空管製造業

主としてラジオ受信，發信用真空管を製造する事業所をいう。

主としてラジオ用以外の電子管を製造する事業所は細分類3693に分類される。

○真空管製造業（ラジオ送信用）

×真空管製造業（ラジオ用以外のもの）

#### 3663 蓄音機レコード製造業

中分類36—電気機械器具製造業

主として蓄音機のレコード及びレコード原盤を製造する事業所をいう。

3664 電信、及び電話機械器具製造業

主として電信、電話機械器具及び電信、電話回路用に特別に設計された部分品の製造に従事する事業所をいう。

主として無線電信及び電話の機械器具の製造に従事する事業所は細分類 3661 に、ラジオ真空管を製造するものは細分類3662に分類される。

○電信機製造業（有線のもの）；電話機製造業（有線のもの）；交換機製造業

3669 他に分類されない通信装置製造業

主として電気信號装置、音響信號装置、盗難警報機、交通信號機、鐵道信號装置等のような他に分類されない電気通信装置の製造に従事する事業所をいう。

○電鈴製造業；電気信號機製造業；警報機製造業；鐵道信號機製造業（電気式のもの）

6  
399

その他の電気機械器具製造業

3691 蓄電池製造業

3692 一次電池（乾電池、濕電池）製造業

3693 レントゲン及び治療器具並びにラジオ真空管以外の電子管製造業

主として電気治療及び醫療用電気機械器具、レントゲン線装置及びラジオ用以外の電子管の製造に従事する事業所をいう。

○電気治療機械器具製造業；レントゲン装置及び器具製造業；レントゲン管製造業；真空管製造業（ラジオ用以外のもの）；ブラウン管製造業

3699 他に分類されない電気機械器具製造業

主として電球用線條支柱及び封入線、聽音機、クリスマスツリー照明装置のような他に分類されない電気機械器具の製造に従事する事業所をいう。

○電球用線條支柱製造業；電球口金製造業；電球フィラメント製造業；聽音機製造業（電気式）